

佐那河内村職員措置請求についての監査結果

(平成26年5月26日付け請求分)

第1. 佐那河内村監査委員に対して、職員措置請求（以下「本件請求という。」）があった。その要旨については、以下のとおりである。

[1] 請求人

住所 佐那河内村○字○○
氏名 ○○ ○○

住所 佐那河内村○字○○
氏名 ○○ ○○

[2] 監査請求書の提出

平成26年5月26日

[3] 請求の内容（要約）

（要旨） 佐那河内村が、使用者を株式会社佐那河内みつばちソーラー発電所（以下「(株)佐那河内みつばちソーラー発電所」という。）とし、平成25年7月16日行った使用許可（佐那河内村指令第15号（以下「本件使用許可」という。）は、違法かつ不当であり、これによって下記物件の、使用料相当額の損害が生じることから、同使用許可を取り消し、しるべき措置を求める。

記

名 称	太陽光発電事業の敷地にかかる行政財産使用許可
所 在	佐那河内村上字野神原173-1ほか14筆 3, 061㎡
種 類	土地
種 目	行政財産
使用期間	平成25年8月1日から平成45年7月31日まで
使用目的	太陽光発電事業の敷地
使 用 料	年額183, 660円（㎡当たり60円×3, 061㎡）

（理由） （株）みつばちソーラー発電所は、上記の村有地（以下「本件土地」という。）において、太陽光発電装置並びに附帯設備を設置している。

佐那河内村は、(株)みつばちソーラー発電所に対し、本件使用許可を行っているが、下記により、違法かつ不当である。

(1) 佐那河内村財務規則（以下「規則」という）による見地から見る

ア.「本件土地」並びに「使用許可に係る要件」について

①本件土地は、行政財産であり、佐那河内村土地開発基金条例に基づく、中尾谷公園 1,978㎡（公簿面積）として管理されている。

②土地開発基金による土地の取得は「公用もしくは公共の用に供する土地、又は、公共の利益のために取得する必要がある土地を、あらかじめ取得する」もので『公用』とは、普通地方公共団体がその事務又は事業を執行するために、直接使用することをその本来の目的とする公有財産であり『公共の用』とは、住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産である。

本件土地は、これに該当する。

③関係者の同意を得て、公園用地として事業認定（本件土地においては、起業者である佐那河内村が、その事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するか、公益性、公共性があるか等を認定の基準とし、徳島県知事から認定をされている。これにより、土地収用法による土地の収用、土地譲渡所得の控除の特例の適用等が可能となる。）を受けている。

④防災ヘリ基地適地として、防災マップに記載され、防災ヘリ基地設置の議会質問（平成23年9月定例議会）もされ、地域防災計画で指定する予定であると回答している。

⑤住民ボランティアによる桜植樹がされており、住民にとってかけがえのない場所となりつつあった。

⑥本件使用許可の状況について、事業認定に賛同した地元関係者をはじめ住民や議会に対し何ら説明がされていない。

⑦行政財産の用途変更は、規則第195条により、理由等を付し書面により村長の決定を受けなければならないとなっているが、こうした書面が確認できていない。

本来、本件土地は「ヘリポートを併設した公園」としての整備が求められるところであり、住民の意向を無視した村長の独断専行とも言える本件使用許可は「その用途又は目的を妨げない限度内において、その使用を許可することができる」とする規則の規定を潜脱しており違法かつ不当である。

イ.「行政財産使用許可」の根拠となる規則の規定について

①規則第256条（基金における準用規定）により、規則第199条が準用される。規則第199条では、地方自治法第238条4第3項（以下「法」という）（平成18年改正により同条7項）の規定に基づき、「用途または、目的を妨げない限度内において、その使用を許可することができる」となっている。

本件土地を、太陽光発電施設に使用許可することは、用途・目的を妨げており、かつ、規則に定める条項のいずれにも該当せず、根拠を失するものであり、違法かつ不当である。

ウ.使用期間について

規則第199条第2項により、使用期間は最長1年(更新することはできる)となっているが、本件使用許可が許可期間を20年としているのは、違法かつ不当である。

エ.使用料について

法第228条では「使用料は、条例でこれを定めなければならない」となっているが、条例で定められていないのは、違法かつ不当である。

オ.「本件使用許可」にかかる「対象土地」について

本件土地に、一部未取得の土地が含まれており、村長の権限を逸した行為であり、本件使用許可は、違法かつ不当である。

カ.本件使用許可における「記載事項の不備」について

規則第200条3項に規定される、記載事項（許可条件）の不備があり、使用許可の決定において、規則の規定を潜脱しており違法かつ不当である。

(2) 法による見地から見る

※本件土地は、「佐那河内村土地開発基金条例に基づく土地（中尾谷公園）1, 978㎡」として管理されていることから、法第241条の規定に基づき公有財産の管理の例により述べる。

ア.「本件土地」並びに「使用許可に係る要件」について

行政財産の管理については、法第238条4第7項に、「行政財産は、用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。」とあるが(1)並びに、(1)-アのとおりに、法の規定を潜脱しており違法かつ不当である。

イ.「行政財産の管理及び処分」に関する法の規定について

行政財産の管理については、法第238条4で規定し、①「貸し付け等又は私権の設定」②「使用許可」の二つの制度が定められている。

貸し付けについては、平成18年の法改正により「庁舎その他の建物及びその付帯施設並びにこれらの敷地についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、貸し付けることができる」となっている。

(ア) 行政財産の「貸付」と「使用許可」について

法第238条4第2項で、「行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる」とし、同項第4

号（貸し付けのできる規定）で、「行政財産のうち庁舎その他の建物及び附帯施設並びにこれらの敷地について、その床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者に当該余裕がある部分を貸し付けるとき」同条第7項で「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と定めている。

次に、地方自治法施行令（以下「施行令」という）第169条3で「法第238条4第2項4号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する庁舎等の床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は、使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合とする」と定めている。

法の逐条解説によれば「使用許可」は「一時的な使用を認める場合」であり「なるべく短い期間が望ましい（通常一年未満）」が原則とのことである。

また、堅固な建物の敷地とすることは、原状の回復が困難であり、使用許可は原則として行うべきではないとのことである。

なお、国有財産法は、国の行政財産の管理について、地方自治法と同様に「貸し付け等」と「使用許可」を定めている。同法に関する通達（平成25年4月1日財理第1627号）でも使用許可の期限について原則「1年以内とする。」と規定され、上記法の解釈と整合する。

このことから、目的外使用許可が一時的な使用を前提とした制度であるのに対し、貸し付けは可能な限り長期安定的な利用を可能とした制度であると言える。

（イ）．本件使用許可について

①本件使用許可は、許可期間が20年間。

②40,000,000円かけて建設され、耐用年数は17年（耐用年数省令 別表2）であり、原状回復は容易でない。

したがって、貸し付けを行うべき事案であり、使用許可は適用場面を誤っており違法かつ不当である。

ウ．本件使用許可にかかる「使用料」について

①許可書では、目的を「太陽光発電事業の敷地」とあり、それを前提としている。

②徳島県では、公平性を確保するため、公募により利用者を募集し、利用料を提案する形をとっている。利用期間は「年度ごとの更新とする」としている。

③売電収益の公開・地元農林水産業の支援（運営協議会で決める）をとなっている。
〈新聞報道〉

④売電の利益配分は、農産物等を寄付者に贈る（5年間）・レンゲの種代・佐那河内環境基金に支援を行うとしている〈事業計画概要〉

本件では、土地使用希望者の公募等は行われず、1社のみの申請に基づき、使用者・使用料の決定がなされ、発電利益についての説明はなく、利益の還元は所有者である村に対してなすべきところ、大幅な運営利益を前提とした事業計画が示されており、使用料の設定に疑義がある。

尚、(株)佐那河内村みつばちソーラー発電所の定款には「剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」(定款第28条)となっている。

上記事項により、本件使用許可に係る、使用料年額183,660円の決定については、その手法において公平・公正を欠くものであり、かつ本来なら公募等により得たであろう使用料金の差額分において、損失が明らかである。

以上により、「本件使用許可」を取り消し、しかるべき措置を講ずることを求める。

事実証明書（内容省略）

- ①現地写真
- ②行政財産使用許可書
- ③村議会議事録及び広報さなごうち
- ④佐那河内村防災マップ
- ⑤中尾谷公園の使用料算定基礎
- ⑥新聞記事(写)

[4] 請求の受理

(1) 請求人の資格

法第242条第1項の規定において、住民監査請求を行うことができる請求人とは、当該普通地方公共団体の住民とされている。

本請求人は、住民監査請求の資格を有している。

(2) 請求の期間

法第242条第2項の規定により、違法もしくは不当な財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求をすることができないとされている。

本件請求は、平成25年7月16日に行った本件使用許可に対するものであり、かつ、継続的に本件使用許可に基づいて本件使用行為が行われていることから、適法な請求であると判断した。

(3) 監査請求の内容

1. 請求人は、佐那河内村長が許可した行政財産の使用許可は、規則並びに、法の規定により、違法かつ不当な行政財産の管理であると主張している。

2. 同使用許可にかかる使用料が、公平・公正を欠く手法により決定され不当な決定であるため、公平・公正な手法により得たであろう使用料の差額に相当する損害を、佐那河内村に与えていると主張している。

以上により、本件請求は法第242条の要件を具備しているものと認め、平成26年6月3日に、これを受理した。

第2 監査の実施

[1] 監査対象事項

(1) 違法・不当性について

本件使用許可を決定するに当たり、使用目的、根拠とした法令、事業実施の経過について監査対象とした。

(2) 損害の発生について

請求人の主張する事実があるならば、村に損害が発生しているかを監査対象とした。

[2] 請求人の陳述

法第242条6項の規定に基づき、請求人に対して、平成26年6月24日に陳述の機会を設けた。

(1) 請求人の陳述による補足内容の要旨

1. 平成12年、新府能トンネルの残土処分用地として、将来的には公園として活用するという計画で、当時二度にわたり、当時の徳島土木事務所担当職員、当時の村長他本村職員が、用地説明会を行い地元関係者の了承を得て、公共事業としての公園整備事業であるとする土地収用法による事業認定を受けた経緯がある。
2. 平成21年3月の村の防災マップには、村消防団と協議をして上地区ではこの中尾谷公園を防災ヘリの基地として掲載し、村内全戸に配布している。
桜の植樹の際には、防災ヘリの基地としての機能に影響が無いよう、法面部分の管理者である徳島県道路建設課に了承を得て、地域の方のボランティアにより桜を植樹した。そろそろ、花見もできる状況になってきたところである。
3. 佐那河内の一番奥の地域で防災ヘリの基地として出来ていたものを、それを廃棄し民間に使用許可したという村の考え方は、どう考えても村民の方を向いていない、業者の方に向いていると思わざるを得ない。
本村は、集中豪雨になれば道路（徳島市八多地区・同西地地区）が冠水する。陸送では無理な場合がある。そこで人の命をどうやって守るかを考えていない。

人の命を軽視している。

4. 国の「使用許可ができる場合」、「公募になじまないと判断される場合」についての基準（追加資料①）においても、使用許可を出す要件、公募を行わない要件に該当していない。
5. 規則200条の2に規定される、行政財産の使用許可申請に当たり、その用途及び目的を妨げない理由を記載した書面がない、村長はそれにより許可を出すことになっているが、検討をしていない証拠である。（追加資料② 行政情報非開示決定通知書）
6. 先般、一般社団法人徳島地域エネルギー（以下「（一社）徳島地域エネルギー」という。）が、本件土地において「太陽光発電勉強会、植樹活動」、「ビオトープ（生物生息空間）公園の計画と地球温暖化対策の勉強会」を行うという内容で新聞折込がされた（2回）。村が、許可をしているのは、発電施設である。これも、目的外使用である。村の対応には疑義がある。
7. 佐那河内村は法令無視をし、それを指摘しても無視をする。そんな行政が続いている、監査により、村の経営を管理し、再発を防いで欲しい。
8. 本件の職員措置請求の行為者は、佐那河内村長である。

追加資料（内容省略）

- ①「使用許可ができる場合」「公募になじまないと判断される場合」の基準
- ②行政情報非開示決定通知書

[3] 監査対象部局への事情聴取

佐那河内村総務企画課、産業環境課を監査対象部局とし、平成26年6月26日に事情聴取を行った。

(1) 請求に対する要旨

1. 平成23年9月の佐那河内村議会答弁で「佐那河内村は必ずその事業に着手しなければいけません。」とは言っているが「着工が遅れている理由として、一つは、トンネルの残土で盛り土をしている関係上、沈み込みがある。二つ目は、佐那河内村の財政の関係上、最良の策は国・県等の補助事業が出てくるまで待つのも一つの手でないか。」と回答している。
すぐにヘリポート基地を併設した公園の工事を、着工するとは明言していない。
2. 防災マップは、平成21年3月に、村の意志として総務企画課が作成した。
当時としては、ヘリポート基地の適地としているが、本件土地が手つかずの更地であったため記載している。植栽など公園として整備すれば、不適となる可能性がある（①40m四方の更地が必要②15m以上の物件が3方向以上でないこと：徳島県ドクターヘリ運

航要領))

平成25年10月にドクターヘリの運行が始まり、村内では旧中学校グラウンドと中央運動公園グラウンドの2カ所が指定されている。

3. 規則195条に係る用途変更については、村としては使用用途を公園として考えているため、行っていない。また、ビオトープの設置も計画しており、公園としての目的は果たしており、目的外使用ではないと判断している。
4. 各地区の常会（関係者含む）で、(株)佐那河内みつばちソーラー発電所が、太陽光発電事業について地元説明会を行っている。
5. 使用許可の条件欄に「この許可を受けた後であっても、管理者の都合により使用物件の改築・移転または除却の必要を生じたときは、使用者がその費用負担により、これを行うこと。」と条件を付して許可している。
6. 未取得の土地（未登記物件）の件は、平成25年5月28日に登記が出来ており、請求人が本村の土地台帳を閲覧された時点では、法務局から台帳通知が来ておらず、処理が出来ていなかった状態であった。
7. 使用料の決定については、条例には規定していない。
しかし、隣接する土地の評価額の年率6%を参考に算出した額 8. 85円/㎡(年額)と、提示された額60円/㎡(年額)と比較し、佐那河内村としては有利なので決定した。
8. (株)佐那河内みつばちソーラー発電所は、事業着手にあたり、寄付金を募っている。事業応援の寄付金として、寄付(一口10,000円)を行った人には、5年間継続して毎年2,000円程度の農産物を本村で購入し、贈るようになっている。
324口の寄付が集まり、5年間で、3,240,000円分の農産物が本村で消費され、寄付者に送られる。
村内に、住所を置いているため法人税も見込まれる。(一社)徳島地域エネルギーと村で組織される協議会で、利益の運用は決めることになっており、利益は農業振興に運用される。
他の土地使用の希望者を公募しなかったのは、将来的に地元にとりだけ還元できるかを考慮し、他に同類の事業者が存在しなかったためである。
9. ヘリポート基地の設置計画を含む防災計画について、現在は修正段階のため、まだ出来ていない。ヘリポートの適地としては、旧中学校のグラウンド、中央運動公園の2カ所であり、佐那河内村の上地区には現在のところ候補地はない。

[4] 関係人調査

本件請求の関係人として、本件使用許可相手先である(株)佐那河内みつばちソーラー発電所の代表取締役社長、並びに、同株式会社の出資者である(一社)徳島地域エネルギーの常務理事らの二名に対し、平成26年7月4日、関係人調査を行った。

(1) 会社設立について

(株) 佐那河内みつばちソーラー発電所は、平成25年6月6日、発電及び売電事業、再生可能エネルギーの普及事業、農産物の仕入れ及び販売、農業の振興に関する業務を行う会社として、佐那河内村仁井田100番地に設立した株式会社である。(出資は、50株のうち48株を、(一社) 徳島地域エネルギーが所有している。残り2株は、同社代表取締役社長である。)

住所を佐那河内村に置いたのは、法人税に関しても村に納めたく、設置したものである。

(一社) 徳島地域エネルギーは、現在環境省の地域主導型再生可能エネルギー事業化事業を受託し、再生可能エネルギーに関する事業化と普及を行っている法人であって、本件土地で行う事業もその一貫であり、佐那河内村以外に牟岐町等で事業の推進を行っている。

(2) 事業概要について

(株) 佐那河内みつばちソーラー発電所は、佐那河内村以外での事業は行っておらず、コミュニティー・ハッピーソーラー事業(徳島地域エネルギーが推進する事業で発電収益を地域に還元する事を柱にした、自然エネルギーの普及事業)の性格上、佐那河内村と協定を結んでおり、その協定により株式の配当はしないものとなっている(株主が、一般社団法人なので、配当を受ける立場ではない。)

この会社には、損益計算の項目に「給与手当」の項目はなく、職員も雇用せず、役員報酬もない。再生可能エネルギーの普及とそれによる利益の地元還元を行う会社である。

(3) 寄付金について

寄付金は、324口(231名)である。コミュニティー・ハッピーソーラー事業の趣旨に賛同していただいた方々並びに、再生可能エネルギーの普及という意味でも任務は重大と思っている。

(4) 売電利益の地元還元について

発電開始が、本年3月28日ということもあり、平成26年度中に協議会を立ち上げ売電利益の地元還元を行いたい。

計画では、売電収入から必要経費(初期投資の償還、使用料、税、高圧の管理委託費、草刈り等の作業委託費、寄付のお礼等)を差し引き、剰余金の使用について協議会ではかり、地元還元する計画である。

(5) 本件土地の利用計画について。

将来的に、ビオトープ公園を造り、一般の方が入れるように計画している、パネル設置部分は柵を設置しているが、環境に配慮して木柵にしており、一般の方が楽しんだり、太陽光発電について学習できるように考えている。

約3,000㎡のうち、1,500㎡がパネルの敷地である。

(6) 使用料の提示額について

南側の隣接する三角の土地の部分を、日照の確保のため、約900㎡は個人から借りているが、その土地も同価格で借りている。

1反当たりの土地の評価額を、1, 000, 000円と想定し、その6%で算定した。

第3 監査の結果

[1] 事実関係の確認

請求人から提出された証拠書類や意見陳述、関係課からの事情聴取や書類提出、また、関係人調査、現地確認から次のような事実関係を認めた。

(1) 本件土地について

1. 本件土地は、中尾谷公園として、佐那河内村土地開発基金条例により管理される行政財産である。(面積：1, 978㎡(台帳面積) 3, 061㎡(実測面積)) 関係者の同意を得て、ゲートボール場を備えた公園として、土地収用法による事業認定を受けている経緯、住民ボランティアで桜植樹がされたこともあり、社会的には将来公園になるべき土地であり、住民に防災意識が高まる中、防災ヘリ基地にという要望もあり、平成21年には防災マップにも指定され、平成23年度には、防災ヘリ基地設置の地元要望があるとして議会質問もされた土地である。

(2) 本件使用許可について

1. 使用許可された時点においては、公園として供用されておらず、未整備な更地であり、佐那河内村は、当初のゲートボール場を備えた公園計画、防災ヘリ基地としての利用の可能性のある土地ではあったが、(株)みつばちソーラー発電所の計画する、太陽光発電事業及び農業振興等の事業による土地の有効利用と、同事業による佐那河内村への還元等を考慮し、土地の使用許可を行った。
2. 佐那河内村は、使用許可したことについて、あくまでも使用目的を公園(太陽光発電設備を併設した公園)としている。
土地の利用目的が「その用途又は、目的を妨げない限度内」であるとして、許可を決定している。法第238条の4第7項の規定により、使用許可は可能であるとしている。
3. 本件使用許可は、目的を「太陽光発電事業の敷地」とし、使用期間を20年間としている。
本件使用許可の許可条件欄には、「この許可を受けた後であっても、管理者の都合により使用物件の改築・移転または除却の必要を生じたときは、使用者がその費用負担により、これを行うこと。」と条件を付けている。

(3) 使用料について

1. (株) 佐那河内みつばちソーラー発電所以外に、本件土地の利用者の公募をしなかったのは、農産物の仕入及び販売、再生可能エネルギーの普及事業、各種セミナー・イベント等の企画運営等、農業振興並びに環境保全に寄与する事を目的としている事業者であり、上記目的を趣旨とする事業者は他に存在しなかったため、同社と使用料を協議のうえ決定し、使用を許可した。
2. 使用料の決定は、条例に基づいていない。
しかし、隣接する土地の評価額を参考にし、提示された金額との対比で村が有利であったため、現使用料（年額183,660円）を決定した。

(4) 村への還元について

1. (株) 佐那河内みつばちソーラー発電所は、発電及び売電事業、再生可能エネルギー事業の普及、農産物の仕入及び販売等の農業振興事業、各種セミナー・イベント等の企画運営等を目的として、平成25年6月6日、会社設立された。
2. 今後、同社の売電利益は佐那河内村との協定により、5年間で3,240,000円分の本村での農産物の購入、農産物の仕入及び販売、再生可能エネルギーの普及事業、各種セミナー・イベント等の企画運営等により、農業振興等佐那河内村に還元される。
3. 同社は、本件土地において、ビオトープ等を設置し水環境と調和した公園として活用する計画である。太陽光発電、環境等に関する学習にも取り組むとしている。

[2] 判断

1. 使用許可における違法性・不当性について

(1) 使用目的

請求人は、目的外使用を前提に、本件請求に係る使用許可が違法であると主張している。

佐那河内村は、(株) 佐那河内みつばちソーラー発電所に対し、法第238条の4第7項の規定により、本件土地の使用許可をした。

これにつき、佐那河内村は行政財産として用途又は目的を妨げない限度内での使用許可であるとしている。

社会通念上の公園（公衆に、憩い、遊びを楽しむために公開された場所）としての機能を有するかを基準にするならば、関係人の調査及び現地確認により、太陽光発電施設を備えた、ビオトープ（特定の生物群落が存在できるように、特定の水辺環境条件を整えた場所）公園、環境学習（地球温暖化対策等）を使用形態として、土地収用法による事業認定を受けた公園計画（ゲートボール場を備えた公園）そのものの使用形態とは言えないが、公園としての機能は、基本的には有していると言える。

したがって、用途・目的を妨げるものであるとは、断言できない。

社会情勢の変化もあり、未整備の土地の有効利用としての観点から見ると、本件土地で行われる太陽光発電事業については、肯定し得る。

但し、住民には、使用許可が決定された後に、(株)佐那河内みつばちソーラー発電所が、関係すると思われる常会に対し説明を行っているが、土地の管理者として、佐那河内村により事前に事業趣旨の説明があった方が、地域の賛同が得られていたと思われる。

また、公園としての機能を有する施設とするならば、使用許可目的が「太陽光発電事業の敷地」とすることは疑問が残る。

許可期間を20年にすることは不適切であるが、太陽光発電の性質上、長期使用の前提で事業計画がなされていることは推測されるも、許可条件に「この許可を受けた後であっても、管理者の都合により使用物件の改築・移転または除却の必要が生じたときは、使用者がその費用負担により、これを行うこと」の条件を付しているので、佐那河内村が将来、別の公園を整備するときには、改築・移転等に関して特段の支障があるとは思えない。

行政財産使用許可の手続において、規則第200条に規定される記載事項の不備があることは、事務の執行上不適切である。

(2) 使用料決定について

請求人は、本件土地の使用希望者を公募しなかったことを違法、かつ、不当であると主張しているが、佐那河内村は、農業振興、環境保全、公園的機能を有することを前提にしており、他に類が無いため公募は行わず、(株)佐那河内みつばちソーラー発電所を使用者として使用料を決定している。

このことは、公平性は欠くものの、相手方が特定されており、使用許可したことについては、やむを得ないと思われる。

また、近隣の土地の評価額により算定した額と比較し、有利であったため、1㎡あたり年額60円の使用料で許可していることは、特段の問題はない。

但し、使用料について条例に規定されていないことは不適切であると言わざるを得ない。

2. 村に与えた損害について

(1) 使用料の決定については、上記の理由により、村に損害は与えていないと判断できる。

(2) 本件土地における、(株)佐那河内みつばちソーラー発電所の太陽光発電事業及び同社の計画する各事業により、本件土地が有効利用され、かつ、売電利益については協定により村に還元するようになっており、村に損害を与えていないと判断できる。

[3] 結論

住民監査請求は、地方公共団体の職員による違法、又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保することを本来の目的とするもので、請求の対象については職員の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限定している。

たとえ、違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、地方公共団体に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない。(最高裁判所平成6年9月8日判決)

よって、本件請求において、行政財産の管理に適切を欠くところがあったとしても、使用料相当額の損害が生じるとの主張については、請求に理由がないものと認める。

[4] 意見

1. 上記（[2] 判断）に指摘した、不適切な事項については、改善し適切な事務執行を行うよう求める。
2. 住民の利益となる事業であるとしても、住民全体が公平に事業の目的・趣旨を受け留めなければ住民の賛同を得られず、住民が事業による利益を受けることの妨げになり、又、事業進捗の障害となる。

事業の効果を上げるため、住民への説明等、可能な限り最善の方法で行い、賛同を得る事に努め、住民と協働し、事務事業の執行を行うよう求める。